

議題 5

広島市教育委員会規則の一部改正について

- | | | |
|---|------------------------------------------|----|
| 1 | 広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について
(議案第12号) | 17 |
| 2 | 広島市少年自然の家条例施行規則の一部改正について (議案第13号) | 20 |
| 3 | 広島市立高等学校学則の一部改正について (議案第14号) | 23 |
| 4 | 広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について
(議案第15号) | 34 |

広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

市町村立学校職員給与負担法等の改正による県費負担教職員制度に係る包括的な権限の移譲に伴い、役付職員以外の県費負担教職員の職名を改める等所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 役付職員以外の県費負担教職員の職名を次のように改める。

区分	現行	改正
事務職員	事務主幹，事務主任，主事	主事
技術職員	栄養主幹，栄養主任，栄養士	栄養士

(2) その他、規定の整備を行う。

3 施行期日

平成29年4月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成29年3月 日

広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会職員の職名に関する規則（昭和49年広島市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	職名	職種名
指導主事	指導主事	
社会教育主事	社会教育主事	
事務職員	主事	
技術職員	技師，栄養士	
技能職員	技術指導員，学校業務指導員	学校技術員
	技術員	学校技術員，調理技術員
業務職員	業務員	学校業務員
給食調理員	主任給食調理員，給食調理員	
教員	教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭，講師，実習助手	

附 則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

新旧対照表（広島市教育委員会職員の職名に関する規則）

現 行			改 正		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
区分	職名	職種名	区分	職名	職種名
県費 負担 教職員	事務 職員	事務主幹，事務 主任，主事	指導 主事	指導主事	
	技術 職員	栄養主幹，栄養 主任，栄養士	社会 教育 主事	社会教育主事	
	教員	教頭，主幹教 諭，指導教諭， 教諭，助教諭， 養護教諭，栄養 教諭，講師	事務 職員	主事	
県費 負担 教職員 以外 の 職員	指導 主事	指導主事	技術 職員	技師，栄養士	
	社会 教育 主事	社会教育主事	技能 職員	技術指導員，学 校業務指導員	学校技術員
	事務 職員	主事		技術員	学校技術員， 調理技術員
	技術 職員	技師，栄養士	業務 職員	業務員	学校業務員
	技能 職員	技術指導員，学 校業務指導員	給食 調理 員	主任給食調理 員，給食調理員	
		技術員	教員	教頭，主幹教 諭，指導教諭， 教諭，助教諭， 養護教諭，養護 助教諭，栄養教 諭，講師，実習 助手	
	業務 職員	業務員			
	給食 調理 員	主任給食調理 員，給食調理員			
	教員	教頭，主幹教 諭，教諭，助教 諭，養護教諭， 養護助教諭，講 師，実習助手			

議案第13号

平成29年3月7日提出

広島市少年自然の家条例施行規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部を改正する。

記

1 改正の趣旨

少年等の利用を阻害しない範囲で、一般利用者の利用促進を図るため、広島市少年自然の家の使用許可申請の受付期間を改めようとするものである。

2 改正内容

少年等以外の者の使用許可申請について、現在、6か月前から受け付けているところを、少年等の利用が比較的少ない期間である11月1日から翌年3月31日までの間の使用については、少年等と同様に9か月前から受け付けることとする。

3 施行期日

平成29年4月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成 29 年 3 月 日

広島市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

広島市少年自然の家条例施行規則（昭和 53 年広島市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「6 か月前」を「の 6 か月前（使用期間が 11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間内のものにあつては、使用開始日の 9 か月前）」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表（広島市少年自然の家条例施行規則）

現 行	改 正
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（使用許可の手続）</p> <p>第5条 条例第5条第1項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書は、使用開始日の1週間前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会において特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 使用許可の申請は、条例第4条第1項に規定する者（以下「少年等」という。）にあつては使用開始日の9か月前のもの、少年等以外の者にあつては使用開始日__6か月前__</p> <hr/> <p>____のものについては、これを受け付けない。ただし、教育委員会において特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 教育委員会は、条例第5条第1項の規定により許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。</p> <p>5 条例第16条第1項の規定により少年自然の家の管理を指定管理者に行わせる場合における第1項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>第6条・第7条（略）</p>	<p>第1条～第4条（現行に同じ。）</p> <p>（使用許可の手続）</p> <p>第5条 条例第5条第1項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書は、使用開始日の1週間前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会において特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 使用許可の申請は、条例第4条第1項に規定する者（以下「少年等」という。）にあつては使用開始日の9か月前のもの、少年等以外の者にあつては使用開始日の6か月前（<u>使用期間が11月1日から翌年3月31日までの期間内のもの</u>）にあつては、使用開始日の9か月前のものについては、これを受け付けない。ただし、教育委員会において特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 教育委員会は、条例第5条第1項の規定により許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。</p> <p>5 条例第16条第1項の規定により少年自然の家の管理を指定管理者に行わせる場合における第1項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>第6条・第7条（現行に同じ。）</p>

議案第14号

平成29年3月7日提出

広島市立高等学校学則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

広島市立広島みらい創生高等学校の設置及び届出に伴い、当該高等学校に係る必要事項を定める必要がある。

2 改正の内容

別紙のとおり

3 施行期日

平成29年4月1日

広島市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市立高等学校学則の一部を改正する規則

広島市立高等学校学則（昭和 42 年広島市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第 8 章 寄宿舍（第 35 条） を
第 9 章 雑則（第 36 条）」

「第 8 章 寄宿舍（第 35 条）

第 9 章 通信制の課程に関する特例等（第 36 条～第 38 条） に改める。

第 10 章 雑則（第 39 条）」

第 2 条第 2 項中「定時制の課程」の右に「及び通信制の課程」を加える。

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、通信制の課程については適用しない。

第 6 条第 4 項中「課程」の右に「及び通信制の課程」を加える。

第 7 条に次の 1 項を加える。

3 通信制の課程における前 2 項の規定の適用については、これらの規定中「教育課程及び授業時数」とあるのは、「教育課程」とする。

第 13 条に次の 1 項を加える。

3 通信制の課程における前項の規定の適用については、同項中「その高等学校の通学区域内に居住し、独立の生計を営む成年者」とあるのは、「独立の生計を営む成年者」とする。

第 16 条に次の 1 項を加える。

2 学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）における前項の規定の適用については、同項中「入学させようとする学年に在学する他の生徒と同等以上の学力」とあるのは「相当の学力」と、「第 1 学年の途中又は第 2 学年以上の相当学年に」とあるのは「相当の期間を在学すべき期間として」とする。

第 17 条に次の 1 項を加える。

3 単位制による課程における前項の規定の適用については、同項中「退学又は除籍時の在学年以下の学年に」とあるのは、「相当の期間を在学すべき期間として」とする。

第18条の2に次の1項を加える。

6 校長は、単位制による課程において第4項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第25条第1項本文に規定する卒業の時期以外の時期においても、卒業を認めることができる。

第23条第1項中「定時制の課程」の右に「又は定時制の課程と通信制の課程」を加え、同条に次の1項を加える。

3 単位制による課程における前項の規定の適用については、同項中「修得した単位」とあるのは「修得した単位及び在学した期間」と、「相当学年に」とあるのは「相当の期間を在学すべき期間として」とする。

第24条第2項中「、全日制の課程にあつては第2学年の、定時制の課程にあつては第2学年又は第3学年の始めで」を削り、「できる」の右に「(全日制の課程にあつては第2学年の始めの時期に限る。)」を加える。

第25条第1項中「第18条の2第5項」の右に「及び第6項」を加える。

第25条の2に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、単位制による課程については、教育上支障がないときは、学期の区分に従い、入学(第16条に規定する入学を除く。)を許可し、又は卒業を認めることができる。

第26条の2中「課程」の右に「又は通信制の課程」を加える。

第36条を第39条とする。

第9章を第10章とし、第8章の次に次の1章を加える。

第9章 通信制の課程に関する特例等

(通信教育を行う区域)

第36条 通信制の課程を置く高等学校(以下「実施校」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対して通信制の課程で行う教育(以下「通信教育」という。)を行うものとする。

(1) 広島県の区域内に住所を有する者

(2) その他特別の理由により、校長が実施校の通信教育を受けることが適当と認める者

(協力校)

第37条 実施校の行う通信教育について実施校に協力させる高等学校(以下「協力

校」という。)は、別に教育委員会が指定する。

- 2 協力校は、別に教育委員会の定めるところにより、実施校の行う通信教育の一部を担当するものとする。

(定時制の課程との併修)

第38条 実施校の校長は、通信制の課程の生徒が、校長の定めるところにより定時制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、修得した単位数を全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

- 2 実施校の校長は、定時制の課程の生徒が、校長の定めるところにより通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、修得した単位数を全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

- 3 前二項の規定により、実施校の通信制の課程又は定時制の課程の生徒が定時制の課程又は通信制の課程において一部の科目の単位を修得する場合には、校長は一部の科目の履修を許可することができる。

別表広島市立大手町商業高等学校の項の次に次のように加える。

広島市立広島 みらい創生高 等学校	定時制	昼夜	総合学科	広島市中区大 手町四丁目
	通信制		総合学科	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

新旧対照表 (広島市立高等学校学則)

現 行	改 正
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条～第3条)</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日 (第4条～第6条)</p> <p>第3章 教育課程及び授業時数 (第7条)</p> <p>第4章 成績評価、課程の修了及び卒業の認定 (第8条・第9条)</p> <p>第5章 入学、退学、留学、休学、転学及び卒業並びに聴講 (第10条～第26条の2)</p> <p>第6章 賞罰 (第27条～第29条)</p> <p>第7章 授業料、聴講料、入学者選抜料及び入学料 (第30条～第34条)</p> <p>第8章 寄宿舎 (第35条)</p> <hr/> <p>第9章 雑則 (第36条)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(校名、設置学科、修業年限等)</p> <p>第2条 高等学校の校名、課程、設置学科及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>2 修業年限は、全日制の課程については3年とし、定時制の課程_____については4年とする。ただし、定時制の課程_____において、校長が特に必要と認めたときは、広島市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) の許可を得て修業年限を延長し、又は1年を超えない範囲内においてこれを短縮することができる。</p> <p>3 高等学校の学校ごとの生徒の定員は、別に教育委員会の定めるところによる。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(学年)</p> <p>第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、第2条第2項ただし書による場合においては、最終の学年は9月30日に終わることができる。</p> <hr/> <p>第5条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条～第3条)</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日 (第4条～第6条)</p> <p>第3章 教育課程及び授業時数 (第7条)</p> <p>第4章 成績評価、課程の修了及び卒業の認定 (第8条・第9条)</p> <p>第5章 入学、退学、留学、休学、転学及び卒業並びに聴講 (第10条～第26条の2)</p> <p>第6章 賞罰 (第27条～第29条)</p> <p>第7章 授業料、聴講料、入学者選抜料及び入学料 (第30条～第34条)</p> <p>第8章 寄宿舎 (第35条)</p> <p>第9章 通信制の課程に関する特例等 (第36条～第38条)</p> <p>第10章 雑則 (第39条)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (現行に同じ。)</p> <p>第2条 (現行に同じ。)</p> <p>2 修業年限は、全日制の課程については3年とし、定時制の課程及び通信制の課程については4年とする。ただし、定時制の課程及び通信制の課程において、校長が特に必要と認めたときは、広島市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) の許可を得て修業年限を延長し、又は1年を超えない範囲内においてこれを短縮することができる。</p> <p>3 (現行に同じ。)</p> <p>第3条 (現行に同じ。)</p> <p>(学年)</p> <p>第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、第2条第2項ただし書による場合においては、最終の学年は9月30日に終わることができる。</p> <p>2 前項の規定は、通信制の課程については適用しない。</p> <p>第5条 (現行に同じ。)</p>

<p>(休業日)</p> <p>第6条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで</p> <p>(7) 教育委員会が特にその必要を認め臨時に休業と定める日</p> <p>(8) その他校長が必要と認める休業日 1年を通じて10日以内において校長が定める日</p> <p>2 校長において必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会に届け出て、同項第1号から第6号までに掲げる休業日を変更することができる。</p> <p>3 校長は、第1項第8号に掲げる規定により休業日を設けるときは、その期間及び理由を記載した書面を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 校長は、定時制の課程 _____ にあつては、第1項の規定にかかわらず、教育委員会に届け出て、休業日を定めることができる。</p> <p>5 校長は、前条第2項の規定により学期を2学期とした場合は、第1項及び前項の規定にかかわらず、教育委員会に届け出て、第1項第3号から第6号までの休業日の通算日数の範囲内において、秋季休業日を定めることができる。</p> <p>6 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に休業することができる。この場合においては、その旨を教育委員会に報告しなければならない。</p>	<p>第6条 (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>3 (現行に同じ。)</p> <p>4 校長は、定時制の課程及び通信制の課程にあつては、第1項の規定にかかわらず、教育委員会に届け出て、休業日を定めることができる。</p> <p>5 (現行に同じ。)</p> <p>6 (現行に同じ。)</p>
<p>(教育課程及び授業時数)</p> <p>第7条 教育課程及び授業時数は、学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準により校長が定める。</p> <p>2 校長は前項の規定により、教育課程及び授業時数を定めるときは、所定の様式による教育課程実施届をあらかじめ教育委員会に提出しなければならない。変更しようとするときもまた同様とする。</p>	<p>第7条 (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p>

<p>第 8 条～第 1 2 条 (略)</p> <p>(入学の出願)</p> <p>第 1 3 条 入学志願者は、保護者（未成年のものについてはその親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない理由があるときはその代理人）、成年のものについてはその保証人をいう。以下同様とする。）と連署した所定の様式による入学願書及び入学者選抜願を、所定の出願期間内に校長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の代理人及び保証人は、その高等学校の通学区域内に居住し、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、校長において不相当と認めるときは、これを変更させることができる。</p>	<p><u>3 通信制の課程における前 2 項の規定の適用については、これらの規定中「教育課程及び授業時数」とあるのは、「教育課程」とする。</u></p> <p>第 8 条～第 1 2 条 (現行に同じ。)</p> <p>第 1 3 条 (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p>
<p>第 1 4 条～第 1 5 条 (略)</p> <p>(編入学)</p> <p>第 1 6 条 校長は、相当年齢に達し、入学させようとする学年に在学する他の生徒と同等以上の学力があると認められた者について、第 1 学年の途中又は第 2 学年以上の相当学年に入学を許可することができる。</p> <p>(再入学)</p> <p>第 1 7 条 退学した者又は除籍された者が、同一の高等学校へ再入学しようとするときは、所定の様式による再入学願を校長に提出しなければならない。</p>	<p><u>3 通信制の課程における前項の規定の適用については、同項中「その高等学校の通学区域内に居住し、独立の生計を営む成年者」とあるのは、「独立の生計を営む成年者」とする。</u></p> <p>第 1 4 条～第 1 5 条 (現行に同じ。)</p> <p>第 1 6 条 (現行に同じ。)</p> <p><u>2 学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）における前項の規定の適用については、同項中「入学させようとする学年に在学する他の生徒と同等以上の学力」とあるのは「相当の学力」と、「第 1 学年の途中又は第 2 学年以上の相当学年に」とあるのは「相当の期間を在学すべき期間として」とする。</u></p> <p>第 1 7 条 (現行に同じ。)</p>

<p>2 校長は、前項の再入学願を受けた場合において、その理由を正当と認めるときは、退学又は除籍時の在学年以下の学年に入学を許可することができる。</p>	<p>2 (現行に同じ。)</p> <p>3 <u>単位制による課程における前項の規定の適用については、同項中「退学又は除籍時の在学年以下の学年に」とあるのは、「相当の期間を在学すべき期間として」とする。</u></p>
<p>第18条 (略)</p> <p>(留学)</p> <p>第18条の2 生徒は、外国の高等学校に留学しようとするときは、所定の様式による留学願を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の留学願を受けた場合において、教育上有益と認めるときは、当該留学を許可することができる。</p> <p>3 前項の規定により留学することを許可された生徒(以下「留学者」という。)は、その留学期間が満了し、在籍する高等学校に復帰したときは、所定の様式による復帰届に、外国の高等学校における履修証明書及び成績証明書を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>4 校長は、留学者について、外国の高等学校における履修を在籍する高等学校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。</p> <p>5 校長は、前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第4条に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。</p>	<p>第18条 (現行に同じ。)</p> <p>第18条の2 (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>3 (現行に同じ。)</p> <p>4 (現行に同じ。)</p> <p>5 (現行に同じ。)</p> <p>6 <u>校長は、単位制による課程において第4項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第25条第1項本文に規定する卒業の時期以外の時期においても、卒業を認めることができる。</u></p>
<p>第19条～第22条 (略)</p> <p>(転籍)</p> <p>第23条 生徒は、特別の理由により、全日制の課程と定時制の課程相互の間の転籍をしようとするときは、所定の様式による転籍願を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の転籍願を受けた場合には、その生徒の修得した単位に応じて、相当学年に転入させることができる。</p>	<p>第19条～第22条 (現行に同じ。)</p> <p>(転籍)</p> <p>第23条 生徒は、特別の理由により、全日制の課程と定時制の課程又は定時制の課程と通信制の課程相互の間の転籍をしようとするときは、所定の様式による転籍願を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 (現行に同じ。)</p>

(転科)

第24条 生徒は、特別の理由により、転科しようとするときは、所定の様式による転科願を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の転科願を受けた場合には、全日制の課程にあつては第2学年の、定時制の課程にあつては第2学年又は第3学年の始めで、転科後その学科に必要な単位数を修得する見込みがあると認めたとときに限り、これを許可することができる_____。

(卒業)

第25条 卒業の時期は、3月において校長の定めた日とする。ただし、第2条第2項ただし書の場合にあつては9月において校長の定めた日、第18条の2第5項_____の場合にあつては校長の定めた日とすることができる。

2 校長は、高等学校の所定の課程を修了し卒業を認定された生徒には、所定の様式による卒業証書を授与する。

(入学の時期等の特例)

第25条の2 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第10条及び前条第1項の規定にかかわらず、第4条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学(第16条に規定する入学を除く。)を許可し、並びに各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

第26条 (略)

(聴講)

第26条の2 校長は、定時制の課程_____の特定の科目の聴講を希望する者について、聴講生としてこれを許可することができる。

3. 単位制による課程における前項の規定の適用については、同項中「修得した単位」とあるのは「修得した単位及び在学した期間」と、「相当学年に」とあるのは「相当の期間を在学すべき期間として」とする。

第24条 (現行に同じ。)

2 校長は、前項の転科願を受けた場合には_____、転科後その学科に必要な単位数を修得する見込みがあると認めたとときに限り、これを許可することができる(全日制の課程にあつては第2学年の始めの時期に限る。)。

(卒業)

第25条 卒業の時期は、3月において校長の定めた日とする。ただし、第2条第2項ただし書の場合にあつては9月において校長の定めた日、第18条の2第5項及び第6項の場合にあつては校長の定めた日とすることができる。

2 (現行に同じ。)

第25条の2 (現行に同じ。)

2 前項の規定にかかわらず、校長は、単位制による課程については、教育上支障がないときは、学期の区分に従い、入学(第16条に規定する入学を除く。)を許可し、又は卒業を認めることができる。

第26条 (現行に同じ。)

(聴講)

第26条の2 校長は、定時制の課程又は通信制の課程の特定の科目の聴講を希望する者について、聴講生としてこれを許可することができる。

第27条～第35条 (略)

第27条～第35条 (現行に同じ。)

第9章 通信制の課程に関する特例等

(通信教育を行う区域)

第36条 通信制の課程を置く高等学校(以下「実施校」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対して通信制の課程で行う教育(以下「通信教育」という。)を行うものとする。

- (1) 広島県の区域内に住所を有する者
- (2) その他特別の理由により、校長が実施校の通信教育を受けることが適当と認める者

(協力校)

第37条 実施校の行う通信教育について実施校に協力させる高等学校(以下「協力校」という。)は、別に教育委員会が指定する。

- 2 協力校は、別に教育委員会の定めるところにより、実施校の行う通信教育の一部を担当するものとする。

(定時制の課程との併修)

第38条 実施校の校長は、通信制の課程の生徒が、校長の定めるところにより定時制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、修得した単位数を全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

- 2 実施校の校長は、定時制の課程の生徒が、校長の定めるところにより通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、修得した単位数を全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。
- 3 前二項の規定により、実施校の通信制の課程又は定時制の課程の生徒が定時制の課程又は通信制の課程において一部の科目の単位を修得する場合には、校長は一部の科目の履修を許可することができる。

第9章 雑則

(実施細則)

第36条 この規則の実施に関して必要な事項は校長が、別に定めるものとする。

第10章 雑則

(実施細則)

第39条 (現行に同じ。)

別表（第2条関係）

校名	課程	昼夜別	設置学科	位置
広島市立基町高等学校	全日制	昼	普通科	広島市中区西白島町
広島市立大手町商業高等学校	定時制	昼夜	ビジネス創造科	広島市中区大手町四丁目
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
広島市立舟入高等学校	全日制	昼	普通科	広島市中区舟入南一丁目
(略)				

別表（第2条関係）

校名	課程	昼夜別	設置学科	位置
広島市立基町高等学校	全日制	昼	普通科	広島市中区西白島町
広島市立大手町商業高等学校	定時制	昼夜	ビジネス創造科	広島市中区大手町四丁目
広島市立広島みらい創生高等学校	定時制 通信制	昼夜	総合学科 総合学科	広島市中区大手町四丁目
広島市立舟入高等学校	全日制	昼	普通科	広島市中区舟入南一丁目
(現行に同じ。)				

議案第15号

平成29年3月7日提出

広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

広島市立広島みらい創生高等学校の設置に伴い、当該高等学校の定時制課程の通学区域を定める必要がある。

2 改正の内容

別紙のとおり

3 施行期日

平成29年4月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成 2 9 年 3 月 日

広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
広島市立高等学校の通学区域に関する規則（平成 1 2 年広島市教育委員会規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「広島市立高等学校（」の右に「通信制の課程を除く。」を加える。

第 3 条第 2 項中「広島市立大手町商業高等学校」の右に「，広島市立広島みらい創生高等学校」を加える。

附 則

この規則は，平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表 (広島市立高等学校の通学区域に関する規則)

現 行	改 正
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この教育委員会規則(以下「規則」という。)は、広島市立高等学校(____以下「高等学校」という。)の通学区域(以下「学区」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(学区)</p> <p>第3条 高等学校の全日制の課程の学区は、広島市内全域とする。ただし、別表に掲げるものの学区は、広島県一円とする。</p> <p>2 広島市立大手町商業高等学校____及び広島市立広島工業高等学校の定時制の課程の学区は、広島県一円とする。</p> <p>3 選抜(Ⅲ)を実施する高等学校の全日制の課程の選抜(Ⅲ)に係る学区は、第1項本文の規定にかかわらず、広島県一円とする。</p> <p>第4条～第7条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この教育委員会規則(以下「規則」という。)は、広島市立高等学校(通信制の課程を除く。以下「高等学校」という。)の通学区域(以下「学区」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (現行に同じ。)</p> <p>第3条 (現行に同じ。)</p> <p>2 広島市立大手町商業高等学校、<u>広島市立広島みらい創生高等学校</u>及び広島市立広島工業高等学校の定時制の課程の学区は、広島県一円とする。</p> <p>3 (現行に同じ。)</p> <p>第4条～第7条 (現行に同じ。)</p>